

■投資詐欺にだまされないで！～現金を渡す前に相談を！～■（7月）

<相談事例 1>

高齢者を狙いニュース等で取り上げられた新事業等を悪用し、まるで真実であるかのように巧みに儲け話を持ちかける投資詐欺被害が多発しています。一旦お金を渡してしまうと取り戻すことは困難です。その手口を知り対策をとることで被害を未然に防ぎましょう。

<その手口とは>

1. 封書（新エネルギー事業や環境保護事業等のパンフレット）が届く。
2. 「届いたあなたしか買えない」「名義を貸してほしい」「代わりに申し込んでくれれば、お金はこちらで振り込む」「謝礼をする」・・・などと、電話で、しつこく申し込みを勧める。
3. 申し込んでしまうと「申し込んだ人に責任がある」「キャンセル料を払え」「裁判になる」「名義貸しは違法行為だ、逮捕される」などと脅し、現金を宅配便等で送るように指示する。

<アドバイス>

- 電話で儲け話を持ちかけられたら、詐欺のおそれがあります。
- 「興味ありません」「お断りします」と言って早目に電話を切りましょう。
- 勧誘は電話から始まります。固定電話を留守番電話に設定する、番号登録してある人以外の電話には出ない、なども有効な方法のひとつです。
- 申し込んだ後でも、現金を送らない！渡さない！すぐに消費生活センターや警察に相談しましょう。

※ うまい話はありません、必ず裏があります。もうけ話には気を付けましょう！